



人権まんが解説

1990年代まで

「目が見えないもの、

耳が聞こえないもの、

精神病者には免許を

与えない」と障害名、

病名を挙げる条文が存在しました。

聴覚に障害のある少女が「薬剤

師」を志しました。少女はまず大

学受験で大きな壁にあたります。

障害を理由に受験や入学を断る大

学も少なくありませんでした。少

女は、苦勞して薬学部へ入学し、

薬剤師の国家試験には合格しまし

たが、「耳が聞こえないもの」と

して免許が交付されませんでした。

その後、仲間や障害者団体などの

協力による欠格条項撤廃運動によ

り、欠格条項の理不尽さが知られ

るようになり、2001年6月、

「障害者等に係わる欠格事由の適

正化等を図るための医師法等の一

部を改正する法律」が成立、同年

7月、厚生労働大臣より直接、聴

覚障害者として日本で初めて薬剤

師免許が交付されました。

また、2008年6月1日から

聴覚障害がある人（補聴器を用い

て、10メートルの距離で、90デシ

ベルの警音器の音が聞こえない

人）であっても、運転免許が取得

できるようになりました（ワイド

ミラーの装着、普通乗用自動車に

限定、聴覚障害者標識の表示を条

件）。

何かの事情で夢を諦めたことは

ありませんか。安全や安心のため

の合理的なルールにより制約を受

ける場合もありますが、不合理で

理不尽なルールも存在します。差

別や偏見もその一つです。

みんなが尊重し合って生きてい

く社会の実現が望まれます。

特設人権相談（無料）

毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、あるいは、法律上どのようなのか、よく分からないで困ったりすることがあると思います。そのような場合に気軽に相談できる所として、人権擁護機関が開設している人権相談所があります。相談は無料です。また、相談の内容についての秘密は厳守されます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

とき：10月9日（木）

9時30分～12時30分

ところ：笠岡市北木島出張所

相談員：人権擁護委員、法務局職員

相談内容：いじめ、体罰、セクシャル・ハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、高齢者虐待、隣近所、名誉差別、相続、売買など

問合せ

人権政策課

☎092120

吉田文化会館で 証明書などがとれます

吉田文化会館に、次の証明書などの交付を受けることができる「市民サービスコーナー」を設置しています。

交付を受けられる証明書

○住民票の写し

○印鑑登録証明書

○所得証明書

○固定資産評価証明書

○軽自動車税納税証明書

※印鑑登録証明書の請求には、「かさおかカード」が必要です。

※証明書などの交付請求の際に、本人確認をさせていただきます。

利用時間：8時30分～17時

※土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

問合せ



吉田文化会館

☎091069

よしだ文化会館だより ④